

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内派遣隊
第364会計隊川内派遣隊長 福留 謙

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S7V10100030		6SX41C30008 0001					
品名 または 件名							
川内駐屯地自家用電気工作物保安全管理業務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
12.00	MN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
川内駐業			川内駐屯地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
入札及び契約心得については、第364会計隊川内派遣隊及び西部方面隊ホームページ内において掲示する。
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月6日（金）14時00分 川内駐屯地 会計隊入札室（庁舎4階）
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」A、B、C、D等級を有する者。競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置等を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin>)
陸上自衛隊川内駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、川内商工会議所

3 契約条項及び入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊契約班、西部方面隊ホームページ

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所：陸上自衛隊川内駐屯地 会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和8年3月6日（金）14時00分

5 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。

- (2) 単価（消費税抜き）により決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名等が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約金額により遅滞なく契約（請）書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札等参加者心得を確認した上で「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。」「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加希望者は、参加申込時に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）を提出すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 入札日時以前に入札書を直接提出する場合、又は郵便（書留）により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月6日14時00分開札（入札件名入札書在中）」と朱書きして3月5日17時00分までに必着となるよう送達すること。なお送付後第364会計隊川内派遣隊契約班に電話すること。
- (5) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は別示とする。

10 入札に関する問い合わせ先

〒895-0053 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2 陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊契約班
TEL 0996-20-3900（内線）371 FAX（内線）374 担当 松田

11 仕様に関する問い合わせ先

〒895-0053 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2 陸上自衛隊川内駐屯地 業務隊管理科営繕班
TEL 0996-20-3900（内線）321 担当 森

仕 様 書

1 件 名

川内駐屯地自家用電気工作物保安管理業務

2 場 所

鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2 陸上自衛隊川内駐屯地

3 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間

4 適用範囲

本仕様書は、川内駐屯地で実施する「川内駐屯地自家用電気工作物保安管理委託業務」について適用する。

5 業務内容

保安管理業務は保安規定に基づき、当該電気工作物について、次の事項に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 自家用電気工作物の維持及び運用が適正に実施できるように指導、協議または助言を実施するとともに、当該電気工作物の点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準または電気用品安全法に適合しない事項があるときは必要な指示または助言を実施すること（なお、点検頻度は原則経済産業省告示第249号第4条による）
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合において、監督官から通知を受けた場合または受託者が発見した場合は、応急措置の方法を指導するとともに、事故原因の研究に協力し、再発防止について講ずるべき措置を指示または助言するほか、電気事業法等の規定に基づく電気関係報告に定める電気事項報告書の作成及びその手続きの指導、また必要に応じ臨時点検を実施すること
- (3) その他保安規定に定められている事項

6 業務対象施設

- (1) 受電電圧：6, 600V
- (2) 設備容量：2, 140KVA
- (3) 非常用発電機設備容量：100KVA、60KVA、12KVA、500KVA×2

7 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、電気事業法施工規則第52条第2項及び関係法令等に基づき保安管理業務を適切に実施する。
- (2) 点検作業日時は、事前に監督官と構内の電気設備の運用について打ち合わせを行い、十分に理解・把握した上で調整すること
- (3) 本役務に際し、点検等で既設建物や電気設備を損傷した場合は請負者の責任者の責任・負担にて復旧すること
- (4) 本仕様に記載なきものについても、法令に基づき当然実施すべき事項は請負者の負担で実施すること
- (5) 請負者については、駐屯地敷地内への立ち入り及び敷地内での行動については、監督官の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への無断な立入りを禁止する。
- (6) 本仕様書及び役務内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施すること。
- (7) 点検・電気設備の資料は監督官の許可する範囲において貸出し、必要な情報を元に設備を把握すること（貸出しが必要な場合は貸出簿を準備する。）

- (8) 請負者は、駐屯地内の電気事故等の際に官側からの連絡を受けた場合に、1時間以内に駐屯地に訪問し、応急措置・事故原因に関する指導・助言を行い、その場合の高・低圧負荷設備機器の不具合箇所を細部調査し、2次災害（電気・機械的不具合による危険の防止に努めること）
- (9) 請負者は、本役務の入札参加資格に適合する者であること（実務経験者必須）
- (10) 保安業務担当者には電気事業法施工規則52条の2第1項第2号イ及び附則第3条に適合する保安業務従事者をあてること。
- (11) 請負者は本役務にて知り得た個人情報を含む各種情報について第三者にもらし、または他の目的に利用してはならない。本役務にあたる従事者も同様の義務を負うものとする。また、本業務が終了した場合も同様とする。

8 特記事項

- (1) 請負者は、月1回以上構内を巡回し、「受電設備」及び「電気使用設備」の自家用電気工作物の点検・測定を実施し、その結果を監督官に報告書として1部提出すること。不良箇所や懸念事項があった場合及び年1回計画的な保守点検（施設の運転を停止して実施する点検・測定）時には、その状況を撮影、整理し報告書と共に提出すること（提出要領等の細部は監督官の指示に従うこと）なお、作業日時は原則として平日午前8時30分から午後4時30分の時間内に実施すること。ただし、計画的な保守点検（施設の運転を停止して実施する点検・測定）時については、この限りではない。
- (2) 請負者は、保安管理業務外部委託承認の届け出の手続きを行うこと。
- (3) 請負者は、電気工作物の維持・運用に関する経済産業大臣への提出書類について作成及び手続きを行うこと。
- (4) 請負者は、契約締結後、下記の書類を提出すること。
- ア 緊急連絡体制表（代表者2名以上を選出すること。）
 - イ 従事者名簿（緊急連絡先を記入）
 - ウ 従事者の資格及び経歴
- (5) 請負者は、監督官に対し駐屯地の電気設備の維持管理・運用に際し、保安に対する必要な助言を法令に基づき逐次適切に行うこと。
- (6) 請負者は、計画的な保守点検に伴う、高圧設備の電源遮断操作を実施し、保守点検完了時に電気設備の絶縁状態・工事における不良箇所がないかを把握し安全に復電・復旧操作を実施すること。（九州電力との停復電調整の連絡は請負者によって実施する。）
- (7) 次の表に掲げる「点検または試験の一部または全部を実施しない電気工作物」の点検・測定について、委託者は請負者の意見を聞いて、委託者の負担において実施するものとする。

電気工作物	実施しない点検または測定・試験
漏電火災警報器、昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格をようするもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る）以外の点検及び測定・試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電路	常時、電路に接続して使用されているもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び測定・試験

密閉防爆型機器等のように構造上点検出来ない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び測定・試験
上記以外に点検が困難な設備	点検者の立ち入りが著しく困難な設備の点検、測定及び試験